参考資料1

参考資料:宿泊税導入団体の概要(R7.8時点)

### 目次

1 課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者 3~7P

2 税率、徴収方法、収入見込額、課税免除 等 8~12P

項目	1	2	3	4	5	6	7
自治体名	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡県福岡市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する宿泊施設への宿泊行為・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に展泊)に係る施設	・旅館業法に規定する旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設・住宅宿泊事業を営む施設	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
税収の使途	国際都市東京の魅力を 高めるとともに、観光の 振興を図る施策に要する 費用に充てる	大阪が世界有数の国際 都市として発展していく ことを目指し、都市の魅 力を高めるとともに観光 の振興を図る施策に要す る費用に充てる	国際文化観光都市として の魅力を高め、及び観光 の振興を図る施策に要す る費用	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	世界に誇れるリゾート地 として発展していくこと を目指し、地域の魅力を 高めるとともに、観光の 振興を図る施策に要する 費用及び倶知安町宿泊 税条例第11条の2第1項 に規定する納入に要する 費用	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	福岡市観光振興条例に 規定する観光産業の振興、 受入環境の整備、観光資 源の魅力の増進等、 MICEの振興や持続可能 な観光の振興に要する費 用に充てる。
課税標準	上記施設における宿泊数				上記施設における宿泊料金	上記施設に	らける宿泊数
納税義務者				上記施設における宿泊者			

項目	8	9	10	11	12	13	14
自治体名	福岡県北九州市	長崎県長崎市	北海道ニセコ町	愛知県常滑市	静岡県熱海市	北海道赤井川村	北海道札幌市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊施設への宿泊行為・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設・住宅宿泊事業を営む施設	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 為・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	市内に所在する次の事業 に係る宿泊施設への宿泊 料金を受けて行われる宿 泊行為 ・旅館業法に規定するホ テル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定 する住宅宿泊事業に係る 施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	赤井川村内に所在する宿 泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受け て行う旅館・ホテル又は 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出 をして営む住宅宿泊事業 に係る住宅	札幌市内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受け て行う旅館・ホテル、又は 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出 をして営む住宅宿泊事業 に係る住宅
税収の使途	北九州市の観光資源の 魅力向上及び情報発信、 旅行者の受入環境の充 実その他の観光の振興を 図る施策に要する費用に 充てる。	都市の魅力を高め、国内 外の人々の来訪及び交 流を促進するとともに、 観光の振興を図る施策に 要する費用	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	観光資源の魅力向上及 び情報発信、旅行者の受 入環境の充実その他の地 域社会の発展に寄与する 持続的な観光振興を図る 施策に要する費用に充て る	赤井川村の魅力を高める とともに観光の振興を図 る施策に充てる	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準				上記施設における宿泊数			
納税義務者				上記施設における宿泊者			

項目	15	16	17	18	19	20	21
自治体名	北海道小樽市	北海道釧路市	北海道北見市	北海道網走市	宮城県	宮城県仙台市	岐阜県高山市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	釧路市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	北見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区規定する認定事業はに規定する住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	高山市内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受け た旅館・ホテル、又は簡易 宿所 ・住宅宿泊事業法の届出 をして営む住宅宿泊事業 に係る住宅
税収の使途	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上及 び情報発信、旅行者の受 入れ環境の充実その他持 続可能な観光の振興を 図る施策に要する費用	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び北見市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光 地づくり及び受入環境の 充実その他の地域社会及 び網走市経済の発展に 資する観光の振興を図る 施策に要する費用	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てる	先人たちの努力により 脈々と受け継がれてきた 飛騨高山の歴史や文化、 自然を市民一人ひとりが 享受するとともに、裾野が 広く、地域の人材・資源・産 業を有効に活用できる観 光の特徴を活かした地域 づくりを発展させることで、 国内外から選ばれ続ける、 住んでよし、訪れてよしの 「国際観光都市飛騨高山」 の実現に資する費用
課税標準				上記施設における宿泊数			
納税義務者				上記施設における宿泊者			

項目	22	23	24	25	26	27	28
自治体名	岐阜県下呂市	島根県松江市	広島県	北海道旭川市	北海道帯広市	北海道函館市	北海道富良野市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業 に係る住宅	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	広島県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	帯広市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	・駅舎、景観整備など観 光客の受入環境の整備 充実 ・観光資源の魅力の増進、 情報発信 ・その他の地域社会の発 展に寄与する持続的な観 光振興を図る施策	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用	地域資源の魅力向上や 受入環境の充実など、旅 行者の満足度や利便性を 高めることなどにより、 観光の振興を図る施策に 要する費用	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に要する費用	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び帯広市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力の向上 および発信,旅行者の受 入環境の整備その他の観 光の振興を図る施策に要 する費用	観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び継続的な観光振興と情報発信、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準				上記施設における宿泊数			
納税義務者				上記施設における宿泊者			

項目	29	30	31	32	33	34	35
自治体名	北海道音更町	北海道占冠村	青森県弘前市	岐阜県岐阜市	三重県鳥羽市	熊本県熊本市	北海道
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	音更町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	占冠村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	鳥羽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業	熊本市内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受け て営む旅館・ホテル及び 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出 をして営む住宅宿泊事業 に係る住宅	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光の付加価値の向上、 観光に係るサービス及び 旅行者を受け入れるため の体制の充実強化並び に災害等の観光分野にお ける危機に対応するため の取組の強化その他の地 域経済の発展に資する観 光の振興を図る施策に要 する費用	緑豊かな占冠村の魅力を 高め、北海道内でも誇れ るリゾートを持つ自治体 として、持続的に観光振 興に取組む費用	弘前市の自然、歴史、文 化、伝統など地域資源の 魅力を高め、国内外の 人々の来訪及び交流を 促進するとともに、市民 生活と調和した持続可能 な観光の振興を図る施策 に要する経費	①観光客に選ばれるまち -誘客促進・プロモー ション事業 - ②何度でも訪れたくなる まち - おもてなし向上事 業 - ③観光資源の創出 - 魅 力向上事業 - ④観光インフラ整備等	・宿泊促進(宿泊者の満足度向上)に関する事業・受け入れ体制の強化、観光インフラ整備に関する事業・伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用に関する事業・観光関連団体の組織強化に関する事業	熊本市の観光都市として の魅力向上、訪れる人に 優しい滞在環境の構築及 び戦略的な誘客促進その 他の観光の振興を図る施 策に要する費用	観光の付加価値の向上、 観光に係るサービス及び 旅行者を受け入れるため の体制の充実強化並び に災害等の観光分野にお ける危機に対応するため の取組の強化その他の地 域社会及び北海道経済 の発展に資する観光の振 興を図る施策に要する費 用
課税標準				上記施設における宿泊数			
納税義務者				上記施設における宿泊者			

項目	1	2	3	4	5	6	7
自治体名	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡県福岡市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき宿泊料金 が ・1万5千円未満…100 円 ・1万5千円以上…200 円	1人1泊につき宿泊料金 が ・5千円以上1万5千円未 満…200円 ・1万5千円以上2万円未 満…400円 ・2万円以上…500円	1人1泊につき宿泊料金 が ・2万円未満…200円 ・2万円以上5万円未満 …500円 ・5万円以上…1,000円	1人1泊につき宿泊料金 が ・2万円未満…200円 ・2万円以上…500円	宿泊料金の3%	一人一泊につき200円 ただし、 ・宿泊に対して税を課す 市町村がある場合、一人 一泊につき100円 ・北九州市内及び福岡市 内は一人一泊につき50 円	1人1泊につき宿泊料金 が ・2万円未満…150円 ・2万円以上…450円
徴収方法				特別徴収			
収入見込額	約69億円(R7見込み)	(平年度)約80億円	(平年度)約45.6億円	(平年度)約720百万円	(平年度)約7.5億円	(平年度)約15.0億円	(平年度)約18.2億円
課税免除等	なし	・宿泊料金が一人一泊 5,000円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	修学旅行その他学校行 事に参加する者及びその 引率者	なし	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	なし	なし
徴税費用見込額	(不明)	(平年度)約2.7億円	(平年度)約1.4億円	(平年度)約43百万円	(平年度)約0.4億円	(平年度)約1.3億円	(平年度)約1.5億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり
施行開始予定日	平成14年10月1日	平成29年1月1日 (令和7年9月1日改正予定)	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日 (令和8年4月1日改正予定)	令和2年4月1日	令和2年4月1日

項目	8	9	10	11	12	13	14
自治体名	福岡県北九州市	長崎県長崎市	北海道ニセコ町	愛知県常滑市	静岡県熱海市	北海道赤井川村	北海道札幌市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき150円	1人1泊につき宿泊料金 が ・1万円未満…100円 ・1万円以上2万円未満の もの…200円 ・2万円以上…500円	1人1泊につき宿泊料金が ・2万円未満…200円 ・2万円以上5万円未満 …500円 ・5万円以上10万円未満 …1,000円 ・10万円以上…2,000円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき宿泊料金 が (1)2万円未満…200 円 (2)2万円以上…500 円	1人1泊につき宿泊料金 が (1)5万円未満…200 円 (2)5万円以上…500 円
徴収方法				特別徴収			
収入見込額	(平年度)約3億円	(平年度)約4.4億円	(平年度)約162百万円	(平年度)約2億円	(平年度)約6億円	(平年度)約41.6百万円	(平年度)約27.3億円
課税免除等	なし	修学旅行その他の行事に 参加している者のほか、 市長が必要と認める者	修学旅行その他学校行 事に参加している者のほ か、町長が必要と認める 者	なし	・年齢12歳未満の者・修学旅行その他の学校行事に参加する者・公益上その他の自由により規則で定める者	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・宿泊料金が1人1泊 8,000円未満の宿泊者	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)
徴税費用見込額	(平年度)約20百万円	(平年度)約0.2億円	(平年度)約10百万円	(平年度)約500万円	(平年度)29,509千円	(平年度)約1.5百万円	(平年度)約1.8億円
課税を行う期間	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後3年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり
施行開始予定日	令和2年4月1日	令和5年4月1日	令和6年11月1日	令和7年1月6日	平成7年4月1日	令和7年4月1日条例施 行(予定) ※11月に延期	令和8年4月1日条例施 行(予定)

項目	15	16	17	18	19	20	21
自治体名	北海道小樽市	北海道釧路市	北海道北見市	北海道網走市	宮城県	宮城県仙台市	岐阜県高山市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	【全県】1人1泊につき 300円 【仙台市内】1人1泊につ き100円	1人1泊につき200円	1人1泊につき宿泊料金 が (1)1万円未満…100円 (2)1万円以上3万円未満 …200円 (3)3万円以上…300円
徴収方法				特別徴収			
収入見込額	(平年度)約 2.2 億円	(平年度)約 3.0 億円	(平年度)約 1.4億円	(平年度)約 70 百万円	(平年度)約 12.5 億円	(平年度)約 10.2 億円	(平年度)約4億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・宿泊料金が一人一泊 6,000 円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・宿泊料金が一人一泊 6,000 円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・年齢 12 歳に達する日 以後の最初の3月 31 日 までの間にある者 ・修学旅行等の参加者 (引率者及び介助者も含 む)
徴税費用見込額	(平年度)約 0.2 億円	(平年度)約 0.2 億円	(平年度)約 0.2億円	(平年度)約 3.2 百万円	(平年度)約1.0億円	(平年度)約 0.8 億円	(平年度)約 26 百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり
施行開始予定日	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年1月13日条例施行(予定)	令和8年1月13日条例施行(予定)	·令和7年10月1日条例 施行(予定)

項目	22	23	24	25	26	27	28
自治体名	岐阜県下呂市	島根県松江市	広島県	北海道旭川市	北海道帯広市	北海道函館市	北海道富良野市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき宿泊料金 が (1)5千円未満…100円 (2)5千円以上…200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき ・2万円未満…100円 ・2万円以上5万円未満 …200円 ・5万円以上10万円未満 …500円 ・10万円以上…2,000円	1人1泊につき ・2万円未満…200円 ・2万円以上5万円未満 …300円 ・5万円以上…500円
徴収方法				特別徴収			
収入見込額	(平年度)約2億円	(平年度)約3.3億円	(平年度)約23億円	(平年度)約3.8億円	(平年度)約2.5億円	(平年度)約3.9億円	(平年度)約1.5億円
課税免除等	・年齢 12 歳未満の者・修学旅行等の参加者(引率者も含む)・その他市長が認める者	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・宿泊料金が1人1泊 5,000 円未満の宿泊者	・宿泊料金が1人1泊 6,000 円未満の宿泊者 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)
徴税費用見込額	(平年度)約9.2百万円	(平年度)約14百万円	(平年度)約1.3億円	(平年度)約33.6百万円	(平年度)約11.8百万円	(平年度)約42.5百万円	(平年度)約1.5億円
課税を行う期間	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後3年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり
施行開始予定日	令和7年10月1日条例施 行(予定)	令和7年12月以降条例 施行(予定)	令和8年4月1日条例施行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)

項目	29	30	31	32	33	34	35
自治体名	北海道音更町	北海道占冠村	青森県弘前市	岐阜県岐阜市	三重県鳥羽市	熊本県熊本市	北海道
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき200円	1人1泊につき ・2万円未満…100円 ・2万円以上5万円未満 …200円 ・5万円以上…500円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円	1人1泊につき ・2万円未満…100円 ・2万円以上5万円未満 …200円 ・5万円以上…500円
徴収方法				特別徴収			
収入見込額	(平年度)約0.9億	(平年度)約0.7億円	(平年度)約1.2億円	(平年度)約1.2億円	(平年度)約3.3億	(平年度)約7億円	(平年度)約44.8億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)	なし	なし	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・認定こども園、保育所等 の行事の参加者(引率者 も含む)
徴税費用見込額	(平年度)約0.9億円	(平年度)約9.3百万円	(平年度)約6百万円	(平年度)約6百万円	(平年度)約9.6百万円	(平年度)約50百万円	(平年度)約3.2億円
課税を行う期間	条例施行後必要に応じて 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後3年を目途に 見直し規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり	条例施行後2年(その後 は5年)を目途に見直し 規定あり	条例施行後5年を目途に 見直し規定あり
施行開始予定日	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和7年12月1日条例施行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年4月1日条例施 行(予定)	令和8年7月1日条例施行(予定)	·令和8年4月1日条例施行(予定)